

## カリフォルニアにおける農業労働運動史 —「デラノ葡萄摘み労働者ストライキ」の前史として—

中 川 正 紀

---

### 目 次

1. カリフォルニア農業の始まりとメキシコ系の誕生
2. 世紀転換期のカリフォルニア農業
3. 農業労働者の労働運動への取組
4. 1928年のストライキ
5. 1930年代の労働運動
6. ブラセロ計画
7. 戦後の労働運動、そして「デラノ・ストライキ」へ  
むすびにかえて

### はじめに

本稿は、「デラノ葡萄摘み労働者ストライキ(the Delano grape strike)」(1965~70年)をカリフォルニア農業労働運動史のなかに位置づけるための前作業に当たる。いわば、デラノ・ストライキの前史としてのカリフォルニア農業労働運動史を通史的に概観しながら、「デラノ」以前の農業労働運動がいかなる限界を持っていたのかを明らかにしていきたい。したがって、ここではカリフォルニア農業の歴史的変遷やその特質よりも、同州の農業に従事する労働者の組織化の変遷の方に着眼点を置くこととする<sup>(1)</sup>。

### 1. カリフォルニア農業の始まりとメキシコ系の誕生

今日のカリフォルニア農業の起源は、現在の米国南西部がまだメキシコ領土であった時代に求められる<sup>(2)</sup>。18世紀後半に、ツーソン（現在のアリゾナ州の主要都市の一つ）の要塞や中央メキシコからやってきた軍隊・入植者たちが、今日のカリフォルニアの一部を植民地化した。これはヌエバ・エスパニョーラ（現在のメキシコ市を中心としたスペインの副王領の一つで、「ニュースペイン」ともいう）の領土拡張運動の一環であったが、その過程でロサンゼルスが1781年に設立されている<sup>(3)</sup>。

1821年のメキシコのスペインからの独立で現在の米国南西部がメキシコ統治時代（1821~48

年)に入ると、ミッションによるカトリック布教団体の広大な領地が政府に没収されたのちメキシコ人の軍隊・入植者たちに売却・譲渡された。こうして広大な土地を獲得して「カリフォルニオ(Californio)」という新しい支配階級に成り上がった牧場主たちによって、市場目当ての牧畜業経営が始まり、快走帆船を使った米国人との貿易が盛んになった。一方で、柑橘類の栽培も嘗めたが、メキシコ統治時代から米国統治時代(1848年~)の初期には自給作物としての用途のみにとどまっていた。ところが、19世紀後半には逆に、衰退していく牧畜業に代わって、柑橘栽培業が発展していくこととなる<sup>(4)</sup>。このことは、後に詳述する。

### 米国南西部周辺図



[出所] S. Thernstrom *et.al.(eds.),Harvard Encyclopedia of American Ethnic Groups*, Harvard University Press, 1980.

現在の米墨間の国境線（全長約4,000km）は、リオ・グランデ河による境界線と砂漠の中を走る境界線とから成る。テキサス共和国のメキシコからの独立が決まった1836年、リオ・グランデがメキシコとテキサス共和国間の国境線に設定され、次いで1845年、米墨両国の国境線と決まる。一方、砂漠部の国境線は、米墨戦争（1846～48年）終結時に締結されたグアダルーペ・イダルゴ条約により定められた。この時「メキシコの譲歩(Mexican Cession)」により、米国は1,500万ドルで今日のアリゾナ州、カリフォルニア州、ネバダ州、ニューメキシコ州とコロラド州の半分からなる地域、およびリオ・グランデ河を境界としたテキサス州に対する明確な所有権を獲得したのである。よって、旧メキシコ領の約半分、いいかえると当時の米国領の約3分の1（現在の約4分の1）にあたる地域が米国によって新たに領有されることとなった。こうして、テキサス分離・米墨戦争に続く征服と合併のち米国領となった土地での残留を選択することで、約8万人もの「メキシコ系アメリカ人（チカノ）」の大集団が誕生したのである。彼らは自ら移動したのではなく、米墨間の国境線が移動したことで誕生した米国人種・民族集団といえよう。そしてさらに、1853年の「ガズデン購入(Gadsden Purchase)」で、上質の銅鉱の埋蔵が推定される砂漠の中のメキシコ領の土地が米国に買収されることとなる<sup>(5)</sup>。

グアダルーペ・イダルゴ条約の第9条の規定では、メキシコ系は「米国憲法の諸原則に基づいた米国市民としての全ての権利を有し、その一方で自由と財産の所有および、信仰の自由において保護されること」が保証されていた。しかし、チカノ史研究の第一人者R・アクーニャが述べているように、こうした規定を含む条約が以後実際に遵守されるかどうかは、北米先住民インディアンとの間に締結された諸条約と同様、米国政府の誠実さと契約履行能力にかかっていたといえる。そもそもメキシコ系は米国南西部の先住民である点でインディアンと歴史的経験において共有する部分を持つといえるが、深刻な貧困問題に悩む陸続きの隣国メキシコからの同種の民族の大量流入が現在なお続いている点で特異な存在である。現在米国に住むメキシコ系やメキシコからの移民の多くは、米国南西部が旧メキシコ領であることをたやすく忘れようとはしない。特に不法入国者でラディカルな見方をする者の中には、自らをレコンキスタドーラ（再征服者）と考え、レコンキスタ（領土の奪還）を企てている者さえいるという<sup>(6)</sup>。

さて、1848年に米国領となったカリフォルニア地域には、あまりにも偶然ながら翌49年にゴールド・ラッシュがおこった。その年10万人の米国人移住者（フォーティ・ナイナーズ）が押し寄せ、50年代にはさらに多くの米国人の流入が見られるようになる。メキシコからの移住者は49年には1万人にも満たなかったが、米国に隣接するメキシコのソノーラ州からの移民が多数集まり「ソノーラ・タウン」という居住地区が出現した。こうした人口の激増で翌50年にカリフォルニアは米国の1州に昇格している<sup>(7)</sup>。

新興支配階級、カリフォルニオの牧場主たちはつかの間の繁栄を誇っていたが、1860年代初期の干害と伝染病の流行により牧畜業は衰退の兆しを見せ始めた。さらに、借金の返済や米国人入植者に有利な法律（1851年土地法など）に対抗するための訴訟費の支払いと、所有地を売

却せざるを得なくなった。こうした経緯で米国人入植者が獲得した放牧地はまたたく間に農地に転換され（1880年の農地面積は、1850年の約100倍という増加ぶりだった），一方ロサンゼルスを中心とした地域では1865年以後，商工業の発展も見られた。ロサンゼルスでは，公共事業設備の建設が進んだため市の空地の価格が上昇し，入植者が著しく增加了。このように，19世紀末のロサンゼルスには，現代的都市経済の基礎構造がほとんど出来上がっていたのである<sup>(8)</sup>。

他方，ゴールドラッシュと急速な経済発展で，メキシコ系上流階級による既存の経済基盤は破壊され，短期間

表1 ロサンゼルスの人口の変化（1850～1880年）

	1850年	1860年	1870年	1880年
全人口	1,610	4,385	5,728	11,185
メキシコ系人口	1,215	2,069	2,160	2,116
全人口中メキシコ系が占める割合	75%	47%	38%	19%

[出所] Griswold del Castillo, *La Familia*.

表2 ロサンゼルスの都市人口の推移（1900～1950年）

	1900年	1910年	1920年	1930年	1940年	1950年
メキシコ生まれ	1,613	11,793	29,757	53,684	36,840	71,620
メキシコ系				97,116		
全人口	170,298	504,131	576,673	1,238,048	1,504,277	1,970,358

[出所] Griswold del Castillo, *La Familia*.

のうちにあとから移住してきたアングロがマジョリティになっていた（表1）。一方，マイノリティとなったメキシコ系たちは，南カリフォルニアで勃興しつつあった商業的農業企業体（アグリビジネス[agribusiness]）で雇われる土地なし労働者と化した。こうした一連の過程を，社会学者のJ・W・ムーアは「経済植民化(economic colonialism)」と名づけている<sup>(9)</sup>。

アングロが大半を占める支配階級の下で従属的地位に成り下がったメキシコ系労働者たちは，不平・不満からストライキや抗議行動を起こしたが，組織化が不十分なためその件数は急速に減少していった。また，19世紀のアメリカ統治時代には厳重な処罰が定められていたこともあり，労働者組織による経済的・社会的・政治的改革を求めた運動はごく少数にとどまった。むしろ，抗議運動が起るたびに，労働条件の改善に向けた努力がなされないまま雇用者側からの労働者に対する締めつけが一層強化されていったのである<sup>(10)</sup>。

## 2. 世紀転換期のカリフォルニア農業

カリフォルニアの農業史はある意味では，安価な労働力源となる人種・民族の変遷史といえる。当初，インディアンが労働力として用いられていたが，農業の拡大につれインディアンの数が減少していくと，中国人の労働力に頼るようになった。しかし，1882年からの中国人排斥法の実施により今度は日本人を雇用するようになるが，これも1907～8年の紳士協定による日

本人労働者の移民の減少で危うくなる。一方、1910年頃からメキシコからの移民に期待が寄せられ始めた。折しもメキシコ革命によって生じた貧しい避難民が大量に入国し始めている時期であったためである。かくして、メキシコ人移民労働者がカリフォルニアの農業労働力の供給源の主力になったのであるが、彼らも不況期の1930年代には米国黄塵地帯(the Dust Bowl)からの移住者にとって代わられることとなる<sup>(11)</sup>。

20世紀初頭には、米国南西部全域にわたって、巨大な市場と結びついた大規模な商業的大企業農業（アグリビジネス）の形態の勃興が随所に見られた。その傾向は特にカリフォルニアで顕著で、世紀転換期の直前に大企業組織によって促進された。アグリビジネスは、作物収穫期間中のピーク時には平時の3～4倍に上る季節労働者の雇用を必要とする。農場経営者たちは、この時期メキシコや米国南西部に居住するメキシコ人労働者を短期的に雇用してそうした需要に対処していたのである<sup>(12)</sup>。

こうした米国南西部のアグリビジネスでは果物・野菜等の「腐敗しやすい(perishable)」作物が主に栽培されていたため、労働力不足や組合からの圧力に対しては極端にもろい存在であった。したがって、移動性が高く、しかも未組織の労働者の大量供給が経営者側にとっては望ましく、そのためにメキシコからの移民が最も有利な条件を備えていた。英語が話せないこと、米国法の下での個人に存する権利に無知なこと、ディアス独裁政権下での農奴経験を持つこと、等がそれであり、こうした「好条件」が逆に経営者による搾取的状況を生んだことはいうまでもない。以上の理由で、アグリビジネスはメキシコ人の無制限な入国を支持し、特に20年代および30年代の不況期を通じて、経営者の「声」がメキシコ移民に対する連邦の政策決定過程に大きく反映されていったのである<sup>(13)</sup>。

### 3. 農業労働者の労働運動への取組

アメリカ労働組合史において、季節移動労働者は組織化が最も困難な業種の一つと見られてきた。その根拠として、歴史学者M・S・マイヤーとF・リベーラは次の点を挙げている。

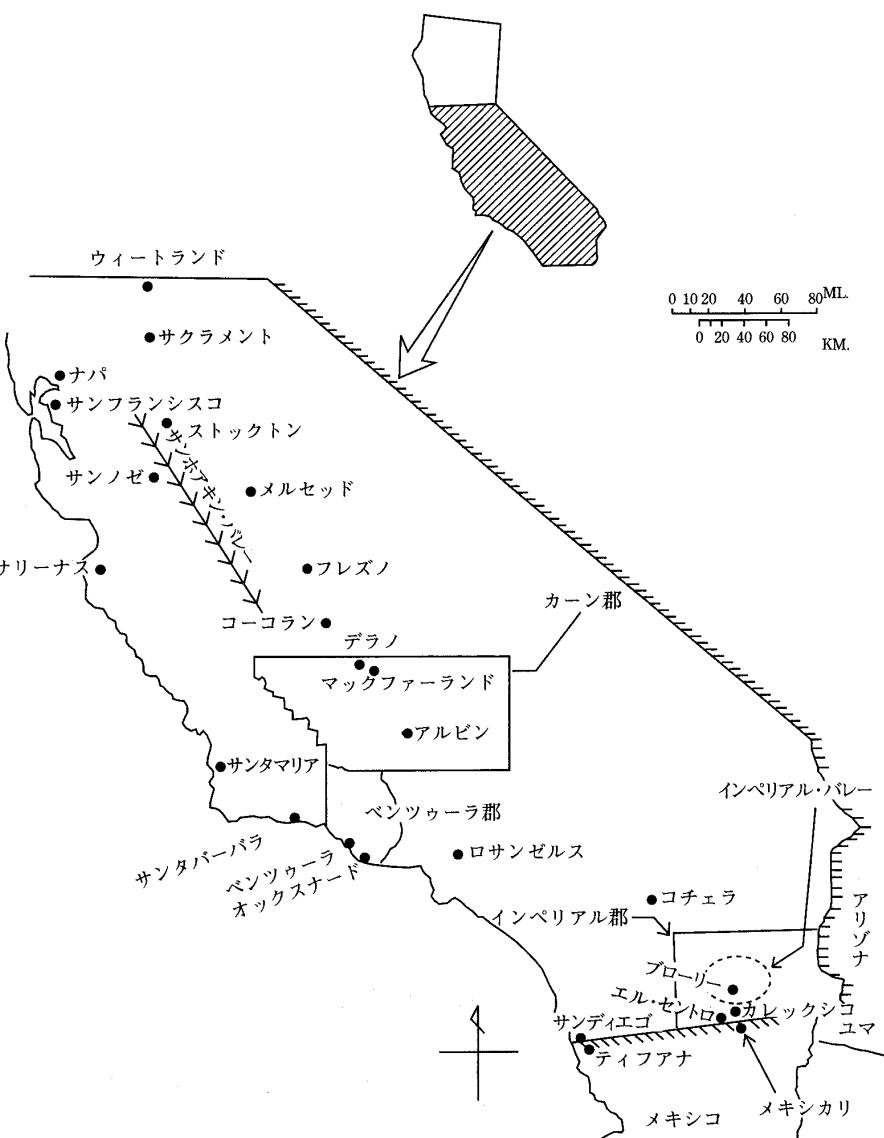
- ①マイノリティが大半を占める労働者集団ゆえの不安定さ、
- ②大量の労働力供給、
- ③限定的で季節的な労働力需要、
- ④日々の生存競争による特殊なライフスタイル、

等である<sup>(14)</sup>。

①は次の事例から説明できる。1913年の収穫期にカリフォルニア州ウイートランド(ユバ郡)のホップ農場では、経営者E・B・ダーストの求人広告で集まった婦女子を含む2,700人（実際は1,500人しか必要ではなかった）のうち半数が外国生まれで7人の通訳を必要とし、またある棟の宿舎に住む労働者235人の出身国数は27カ国にのぼったという。出身国との相違に基づ

く言語・文化の「壁」その他の労働者の団結を困難にしていたことは、容易に想像できよう。①は雇用者側の意図によるものかは断定できないが、②については明らかに雇用者側の意図による所が大きかった。経営者は収穫期前になると必ずといってよいほど水増し求人をし、余剰労働者の募集で実際に働く労働者の賃金を引き下げる一方、仕事にあぶれた労働者からも搾取していたのである<sup>(15)</sup>。こうした余剰労働者の存在がストの際には、スト破りの手段の導入を比較的容易にもしていた。③は、前節で述べた「腐敗しやすい」というカリフォルニア州の農作物の性質による。④は、労働者の高い移動性が組織

ストライキの舞台



しかし、何よりも忘れてはならないのは、農場主たちやその団体が労働者の組織化に断固として反対の姿勢をとっていたことである。経営者は、上記の要領で安価な労働力の利用によってコストを低く押さえることに精通しており、さらに労働者組織化の試みに対しては法当局と協力して断固とした弾圧措置を講じた。こうした経営者と「体制」との癒着が、特に第2次世界大戦以前の農業労働者のストライキの大半を「不本意な」結果に終わらせる主な要因となっていたといえる<sup>(16)</sup>。

では、以上のような農業経営体質の下でカリフォルニアにおけるメキシコ系の農業労働運動はいかなる変遷をたどってきたのであろうか。19世紀末に既にメキシコ人(系)による労働組合の組織化が幾分見られたテキサス、ニューメキシコ、アリゾナ3州と違い、カリフォルニア州

では20世紀に入ってようやく労働組合の形成が見られ始めた。というのも、それまではメキシコ人（系）が同州の労働力としてあまり重要な位置を占めていなかったためである。しかし、他のエスニック・グループをも含めて、労働組合の組織化への取組みはそれ以前全くなかったわけではない。1880年末には中国人労働者によって、さらに中国人排斥法成立以後は日本人・インド人・フィリピン人・メキシコ人労働者によって組織化への取組みはなされたが、常に労働力供給過多の状態が存在したため永続的な労働組合とはなれず、自衛組織をつくる程度にとどまっていたのである<sup>(17)</sup>。それでも、こうした基礎が20世紀に入っての数々の労働運動につながっていったことは確かといえよう。

1903年、カリフォルニア州南部オックスナードで「日系・メキシコ系労働者組合(Japanese-Mexican Labor Union)」による砂糖きび労働者のストライキが起こった。これはカリフォルニア農業で記録上最初のストライキで、労働契約人制度による労働者の搾取の現実を訴え、組合の承認と労働条件一般の改善を求めたものであった。1,000人近くの日本人(日系人)とメキシコ人(系)が参加し、2ヶ月後、労働者側が経営者側との直接交渉(労働契約人を介さない交渉)の権利を獲得した。この出来事は、メキシコ人は従順な労働者だという、それまでの経営者側の固定観念をつき崩した点で大きな意味を持った<sup>(18)</sup>。

次に発生した農業労働者による目立った抗議運動は、1913年8月にダースト・ホップ農場で起きた暴動である。ここは、前述の、経営者による「水増し求人」が行われていた所であるが、労働環境も劣悪であったため不満を持った労働者たちが抗議行動に訴えたのである。30人の「世界産業労働者組合(Industrial Workers of the World, 以下 IWWと略す)」のメンバーが農業の分野で初めて指揮に立ったものの、経営者側は賃上げと労働環境・居住環境の改善の一部を断固拒否し、州知事ハーマン・ジョンソンによる州兵派遣と指導者・労働者の逮捕が決行された後、鎮圧された。この事件に衝撃を受けた州政府は「移動労働者・住宅問題委員会(Commission on Immigration and Housing)」を設置し、移動労働者の窮状の実態調査とその結果の公表を行ったが、それでも実状の改善にまでは至らなかった。しかし、移動労働者問題への州民の関心を高める効果があった点に、この暴動の唯一の成果を認めることができよう<sup>(19)</sup>。

#### 4. 1928年のストライキ

次は、カリフォルニア州インペリアル・バレーのブローリー付近シアーズ・ブラザーズ農場で1928年に起きたメキシコ人(系)農業労働者のストライキを取り上げる。このストの特色は、同バレーの定住労働者による純粋な意味での地方的事件で、外部の労働組織からの支援はほとんどなかったことである。しかし、それゆえの組織的脆弱さと、同バレーの経営者・法当局による脅迫・暴力の熾烈さのために、4日でストが破られるという結果に終わった。にもかかわらず、歴史学者C・ウォーレンバーグは、「現代カリフォルニアにおいてすべてがメキシコ人労働者に組織されたストライキの最初の試み」として、この短命な労働争議を評価しているし、

30年代の農業労働者ストライキの増加の前兆を示す事件としてもとらえられるのである<sup>(20)</sup>。

### (1) 発生の背景

本節では、「1928年のストライキ」を例にしながら、当時のメキシコ人(系)農業労働者をめぐる労働実態およびストに対する経営者側の姿勢について具体的に考えてみたい。ストの発生地インペリアル郡を中心とした農業の歴史的変遷を見てみよう。1902年制定の「開墾法(the Reclamation Act)」に基づき連邦政府資金による大規模な灌漑事業が米国南西部一帯に進められたが、インペリアル郡でも砂漠地を耕地化する広範な灌漑工事が施された。この事業が開始されたばかりの20世紀最初の10年間は、同郡の農業ではインディアン、白人、東洋系の雇用が主であった。大開墾事業により、南西部一帯の農業は、耕作面積・生産量の両面で飛躍的発展を見せ、1910年代にはいってもインペリアル郡では耕地面積が緩やかな増加傾向にあった。にもかかわらず、南西部農業には基本的に灌漑・冷凍・遠隔地への輸送・大量の労働力と、どの面の費用でも不利な条件は相変わらず残ったのである。例えば、1950年代末でも、一般的に1エーカー一分のレタスの生産に126時間の労働、1エーカー一分のイチゴ生産には500時間の労働が必要とされた。比較として、同時期、1エーカーの小麦の生産には、13時間の労働で十分であったという事実がある。インペリアル郡でも南カリフォルニアの他の地域と同様、メロン・レタス・綿花など、収穫に多大な労働力を要する作物を栽培していたのである<sup>(21)</sup>。

第一次大戦の影響でこうした作物への需要の増加に伴い、国内農業労働者は不足傾向にあった。しかも、中国系・日系は、農作業よりも儲かる仕事に移りつつあったのである。1910年にはすでに、インペリアル郡の経営者は労働力の供給源をメキシコに求めるようになっていたが、10年代にメキシコ革命により米国への避難民が増大した。以上の背景から、20年にはメキシコ人(系)がインペリアル・バレーの収穫作業を独占する状況になっていたし、「1928年のストライキ」当時はメキシコ人(系)がインペリアル郡の農業労働者人口の約90%を占めていた<sup>(22)</sup>。

1920年代は、カリフォルニア州でメキシコ人(系)の労働組合化が他の南西部諸州に比べて盛んに行われた時期であった。27年の「アメリカ労働総同盟(AFL)」ロサンゼルス大会では、アメリカ人労働者に及ぼすメキシコ人移民の悪影響(賃金引き下げやスト破りなど)について討議され、移民制限政策が支持された。それを受け、同年11月には、「ロサンゼルス在住メキシコ系社会同盟(the Federation of Mexican Societies in Los Angeles)」の代表委員会が、ロサンゼルス地域のメキシコ系労働者組織化運動に対する精神的・金銭的支持を委員に求める決議案を採択した。この結果、地方レベルの組合組織化が進み、「メキシコ系労働組合同盟(La Confederación de Uniones Obreras Mexicanas, 以下CUOMと略す)」という組織にまとまった。この組織はAFLと提携した産業別労働組合であったが、翌年28年3月、独自の憲法を採択し、米国の全メキシコ系労働者の組織化、アングロ労働者と同率の賃金の実現、メキシコ系に対する差別の撤廃という三大目標を掲げ、メキシコ人移民の入国制限にも積極的な態度を示

したのである<sup>(23)</sup>。

28年4月にCUOMはロサンゼルスで総会を開催し、22の組合の代表が集まった。この年には、CUOMは20の支部と約3,000人の労働者を組合員として抱えていたが、翌29年には支部数は10に、組合員数は200人ほどに激減するほどの衰退を見せることになる<sup>(24)</sup>。したがって、「1928年のストライキ」はCUOMのつかの間の発展によるメキシコ系労働者の経済的向上への取組みの風潮の中で起こったものといえる。

インペリアル・バレーに話を戻してみよう。「28年のスト」の直接的原因となったメキシコ人(系)農業労働者の窮状について見てみる。27年における年収は約600~800ドルで、彼らは1~2部屋から成る、町の郊外の掘っ立て小屋に住んでいた。大半の家には水道・ガス・衛生設備がなく、子供は人種隔離された小学校に通わされた。20年代の連邦移民法では約18ドルの入国情金が定められ、26年の推計によるとメキシコ人労働者の75%が未納であった。そこで、経営者設置の雇用局「合同労働局(the Associated Labor Bureau)」は移民局が未納者を本国送還しようとした場合にはじめて、強制的にその者の賃金から必要額を差し引いて入国情金に充てたのである。経営者側は自ら全く損失を払うことなくメキシコ人の労働供給の維持ができたのであり、28年当時でもメキシコ人(系)労働者は安い労働力の供給源となっていた。また、当時「1924年移民法」で対象外と規定されたメキシコその他の西半球諸国にも入国情金割り当て制度を適用しようとする内容の法案が議会で審議中であったが、経営者団体はロビー活動を通じて、同法案が可決されることをも阻止していた<sup>(25)</sup>。

さらに、バレーの農場経営者の大部分は大土地所有者で、大量の労働力を直接、募集することはせず、労働契約人を利用して労働者側にとって不利な状況を生んでいた。こうした契約人はたいていは労働者と同じ人種・民族（この場合はメキシコ人（系））が雇用され、農業労働者を召集し経営者から受け取った賃金を配る任務を請け負っていた。労働者の賃金は週給制で、1週目の賃金を収穫期終了まで引き留め料として契約人が預かり、最後の週に姿をくらまし賃金不払いという状況に労働者が陥ってしまうことが珍しくなかった。こうした契約人による被害が、とくに不慣れな労働者を悩ませていたのである<sup>(26)</sup>。

## (2) 経過

このような被搾取状態の労働者から苦情を聞いたカルロス・アリーサ（当時のカレックシコのメキシコ人副領事）は、労働者の利益を守る組合の結成を決意し、インペリアル・バレーのメキシコ人コミュニティの人々と話し合いの場を持った。この結果、1928年4月中旬頃、「インペリアル・バレー労働者連合組合(the Union of United Workers of the Imperial Valley [La Unión de Trabajadores del Valle Imperial], 以下UUWと略す)」が結成され、同月22日、アリーサは組合結成のための文書を提出した。ブローリーとエル・セントロにそれぞれ事務所を設置し、月1ドルの組合費が定められ、執行委員の選出が行われた。この組合は、スト時には2,754

人のメンバーを擁し、全員がメキシコ系であったという。組合の指導者はバレーに以前からある2つの相互扶助組織から提供されたが、どちらの組織も大半をメキシコ系農業労働者が占めていた<sup>(27)</sup>。

同年5月3日、UUWの執行委員会が、バレーの数軒の経営者とブローリー、エル・セントロの商業会議所に賃金および労働条件の改善を求める内容の手紙を書き送った。具体的な要求の内容は、

- ①組合を労働者側の代表と認めること、
- ②労働契約人(contratista)の排除、
- ③賃上げ（最低時給75セントに加え、竹カゴ1個につき能率給を1.5セント分引き上げ15セントにする）、
- ④収穫用の竹カゴ・袋の提供、
- ⑤居住環境の改善、
- ⑥飲料水用の氷の提供、

等である。これに対し、経営者側は一部の条件を認めただけの妥協案で応じたが、労働者側はこれを不服として作物の収穫を拒否し、ストに至った。しかしながら、UUW組合指導層はたとえ要求が認められなくてもストをする意志はなかったようで、事実、経営者への要求の手紙は丁重な文面であり、ストの脅迫は含まれていなかつたのである。しかし、20~30人の戦闘的な一般組合員がこうした指導層の懐柔的な態度に耐えきれず、行動に出たのであった<sup>(28)</sup>。

ストライキは、5月7日、シアーズ・ブラザーズ農場で、メキシコ人(系)労働者の約半数がメロンの収穫作業を拒否したことにより起こった。能率給を竹カゴ1個につき15セントを要求したことだったが、契約で13.5セントと決まっていることを理由に、経営者E・L・シアーズは賃上げ要求を却下した。スト労働者側は他の労働者にもスト参加を呼びかけ、労使間の口論の末、農場主は郡保安官を招喚したため、スト参加者は追い散らされ4人が逮捕された。同様の事件はバレーの他所でも発生し、地元の新聞は総数2,000~3,000人のスト参加者がいたことを報じた<sup>(29)</sup>。

5月10日、同郡保安官チャールズ・L・ジレットがUUWの事務所の扉を閉め、以後、緊急事態としてしばらくの間集会の開催を禁止した。5日後、UUWは「インペリアル・バレー・メキシコ系相互扶助協会(the Mexican Mutual Aid Society of the Imperial Valley, 以下MMASと略す)」と改名した。ウォレンバーグは、この改名は、UUWが組合のイメージを改変し、明らかにそれまでうまくいっていないストライキと距離を置くため、ではなかったかと述べている<sup>(30)</sup>。

実質的には、ストは5月7日から10日までの短命なものとして終わったことになる。法当局と経営者側の脅迫と弾圧で、スト労働者側はやむなく経営者側の示した条件を受諾した。地元

の保安官C・ジレットによる大規模な逮捕活動、メキシコへの送還の脅し、「コミュニズムだ」との批判、およびテキサスからのスト破り労働者の導入の脅しを内容とした匿名の回状、などが法当局・経営者側の作戦であった<sup>(31)</sup>。

### (3) 考察

このメロン労働者ストへの参加者の大半は、前述のように、インペリアル郡の居住者であった。当時、同郡の全人口の3分の1(2万人)がメキシコ人(系)であり、彼らの大半が農業労働者であった。その一部は、1年のうち数週間は他のカリフォルニア州の土地に出稼ぎに行っており、逆にレタスやメロンの収穫最盛期には他の土地から季節移動労働者が働きにやって来ていた<sup>(32)</sup>。

ウォレンバーグは、カルロス・アリーサを「唯一の外部からの煽動者」と呼び、組織としての組合UWUは、少なくとも表向きはこのストを計画・指揮しなかったとしている。すなわち、労働者側の「自発的なスト」という性格が強く、インペリアル郡各所にスト進行中の知らせが広まるにつれ、収穫作業中の労働者は、自らの信念からか、排斥されることへの恐れから、あるいはその両方の理由で、ストに参加したと考えられるという。しかし、こうした、無計画で、散在した、まとまりのない形態のストでは、長年かけて形成・育成されてきたカリフォルニア農業経営システムを動搖させるには、全く不十分であったといえよう。また、歴史家C・E・ダニエルは、メキシコ人労働組合員のエスニック意識がかえって、インペリアル・バレーのメキシコ人以外の農業労働者、特に戦闘性と急進性で知られたフィリピン人労働者多数をストから遠ざけてしまったことをこのストの重大な弱点のひとつとして指摘する<sup>(33)</sup>。これは、1965年からのデラノ・ストライキにみられるメキシコ系とフィリピン系の共闘の意義を示唆する点でも重要な指摘といえよう。

一方、経営者側としては、メキシコ人(系)労働者への過信ゆえに、ストライキには不意をつかれた格好であった。そのため、ストの背後には外部の扇動者や急進派組織のメンバーの後押しがあるのだと考えられがちであった。2年後の1930年に再び、同地域でストが発生したが、経営者側は多少の譲歩はしたもの、MMA Sに激しい攻撃をしかけ、スト破り導入の方法を巧みに用いたという。この時、土地の新聞は、「郡政府は、これまで以上に多くの催涙弾、砲弾、爆弾を買うようになった」と報じた<sup>(34)</sup>。

他方、「28年のスト」は、労働者側にわずかながらの利益をもたらしたともいえる。これを機に同地域の組合運動は活発化し、地方検事は農場主たちの間で一般化している収穫契約を見直すように要求したのである。28年12月、「カリフォルニア州労使関係局(the California Department of Industrial Relations)」がエル・セントロで経営者参加の会合を開催し、賃金の支払い責任を契約人から経営者に移すこと、引き留め料を控除する代わりにボーナスを収穫終了時に支払う方式にすること、の2点にみられる収穫協約の改正がなされた。この改正協約は「強制」

ではなく、29年の収穫期への適用が「奨励」されたにとどまったが、MMA Sにとって多少の意義のある勝利といえた<sup>(35)</sup>。

しかし、こうした小さな前進も、29年から始まる不況期には大きな意味を持たず、強制がないため、経営者側はこの改正協約を全く無視することすら可能であったと考えられる。30年代に入ってのストの急増がそれを物語っているし、ストの大半が失敗に帰したこと、経営者側の圧制的な戦略の根強さが衰えることなく持続していたことがそこから読みとれるのである。

## 5. 1930年代の労働運動

表3 農業労働者ストライキ（1927～39年）

年	件数	参加労働者数	延べ日数
1927	3	322	694
1928	4	410	2,770
1929	—	—	—
1930	5	2,905	26,060
1931	5	2,020	15,225
1932	10	1,762	28,687
1933	35	34,012	516,900
1934	27	25,943	244,753
1935	19	14,888	139,494
1936	28	15,369	259,120
1937	28	5,080	32,842
1938	34	11,023	94,040
1939	25	26,207	194,880

[出所]Henry William Spiegel, "Trade Unions in Agriculture", *Rural Sociology*, January 1941, p.124.

表4 カリフォルニア州と全米における農業労働ストライキ（1930～1939年）

地域	ストライキ数	スト参加者数	大型スト数*	大型スト参加者数
カリフォルニア	140	127,788	34	82,724
全米	275	177,788	50	112,524

\* 参加者1,000人以上のストライキの数

[出所]Stuart Janieson, *Labor Unionism in American Agriculture*, Washington: GPO, 1945, p.30.

ただし、表3と表4の数字に若干のずれがあるのは数える際の基準の取り方がちがっていたため、と考えられる

1930年代には、20年代に引き続いて、メキシコ人(系)の大半が雇用される農業の分野で圧倒的に、組合組織化運動が起こった。特に恐慌期には農業も大打撃を受け、表3・4にみるように1932～39年の間に非常に多数のストライキが行われたのである。具体的にその理由を挙げると、農業労働者の賃金が20年代に既に下落していた水準からさらに最低ラインに落ち込んだこと、労働契約人の利用の普及、農業労働者への賃金不払い、住宅状況の悪化、劣悪な衛生設備、の5点である<sup>(36)</sup>。

こうした労働者の不満を全米レベルで利

用することで、極めて戦闘的な急進派や共産主義の労働指導者たちは、新たな支持者を得てはじめた。かれらは、米国西部全域で農業労働争議に広く関与し、経営者側

が労働組織をコミュニ

ズムと同一視する傾向

が定着するほどであつ

た。こうして、カリフォルニアをはじめとするメキシコ系労働者

は、1934年頃までに約

40の農業労働組合の組

織化を達成したものの、大半が短命に終わったのである<sup>(37)</sup>。

しかし、そのなかで「メキシコ系農業・工業労働者組合同盟(La Confederación de Uniones de Campesinos y Obreros Mexicanos, 以下CUCOMと略す)」の活躍は目覚ましかった。この組織は、1933年5月に賃金下落を不服としてロサンゼルス郡で起きた苺摘み労働者ストライキをきっかけに発足する。このストでは、共産党系組織「缶詰工場労働者・農業労働者産業別組合(the Cannery and Agricultural Workers Industrial Union, 以下CAWIUと略す)」と地元のメキシコ系組織との間で組合加入者獲得のための権力抗争が行われた。しかし、ロサンゼルスのメキシコ人領事の助けでメキシコ系が勝利し、ストは結局無益に終わったものの、同年7月16日永久組織としてのCUCOMの設立を見た。これは、同州で最も活動的な農業労働者組織となり、33年末で50の支部と5,000人以上のメンバーを抱えるに至った。33年には、この他にメキシコ系が活躍する多数のストが実行されたのである<sup>(38)</sup>。

一方、サンホアキン・バレーで33年10月に起きたCAWIUの綿摘み労働者ストライキは、比較的大規模であった。5,000人の労働者によりコーランで始まって間もなくバレー南部全域を取り囲み、24日間で推計18,000人がストに参加したという。賃上げが主な要求であったが、100マイルの前線にピケを張る困難と、自警団員からの攻撃とに直面した。スト参加者数人がライフルで撃たれて死傷し、知事が州兵を出動させる騒ぎにまで発展した。また、メキシコ人領事がスト中の労働者の説得に利用されたことは、米国政府の常套手段の1つでもあった。結局、州知事による真相究明委員会の調査に基づき最終的な妥協案が練られ、10月末までにはスト参加者の大半が仕事に復帰していたのである<sup>(39)</sup>。

こうした農業労働者側の組織化への動きを計画的に阻止することを目的として、カリifornia商業会議所の農業労働小委員会は33年11月、ロサンゼルスで大会を開催した。その席で、刑事サンディカリズム(criminal syndicalism)を取り締まる州法の労働争議への適用、およびピケを違反とする立法の可決を要求する決議が採択された。同決議の目的は、農業労働組合への扇動を押さえることであった。これに関連して「カリifornia農場主組合(the Associated Farms of California)」が結成されたが、組合主義(unionism)一般を「赤の脅威」と見なして反対し、「教育」・説得・州都常置のロビーを通じて組合主義と闘うことを主な目的としていた。同団体は、組織を牛耳る大農園主、不動産会社、食料加工会社、銀行などから十分な財政援助を受けながら、30年代のメキシコ系の労働組合主義の弱体化に大きな役割を果たし、当時の公民権侵害事件や労働者に対する数々の暴力事件にも関与していくこととなった<sup>(40)</sup>。

経営者側ひいては政府諸機関による圧制措置（無差別逮捕、本国送還、巨額の保釈金、高い訴訟費、悪質な「自警団」による攻撃、その他の脅迫）により、小規模なメキシコ系組合によるストは、34年、36年、37年と相次いで失敗に帰した。しかし、その一方で、35年3月17日に解散したCAWIUの影響力の縮小につれ、農業労働争議でCUCOMが活動を強化し、35年には18件の主要な農業労働者ストの3分の1を指揮する一方、場合によってはストなしで目的

を達成した。しかし、経営者諸団体からの抵抗は強く、CUCOMは他の小組合との連合による影響力の強化の利を悟り35~36年にかけて日系やフィリピン系との連合化への動きを見せたが、結局、大半のメキシコ系組合がAFLという全米規模の労働者組織との提携の道を選ぶこととなる。1941年1月、ベンツウラ郡で戦間期最後の主要なカリフォルニア州の農業労働者ストが起こったが、経営者側はスト破りを導入することで労働者側を敗北に追い込んだ<sup>(41)</sup>。

ここで、カリフォルニア州の農業労務管理史を1910年代から簡単に振り返って様々な人種民族が労働者として導入された理由を考えてみたい。同州の農場経営者は、世紀転換期以前から農業労働にたずさわる民族集団どうしを敵対させて、賃金を下げたり抵抗を押さえる努力をしてきた。これには当然、スト破りの手段も含まれる。労働者たちは「外人（'foreign'）」というレッテルを貼られ、劣った者として蔑まれた。「外人」ゆえに「アメリカ人と同一の生活水準」を望んだりそれを受けに値しないのだという理屈で、現行の低賃金やかろうじて耐えられる労働条件が「正当化」されたのである。10年にはじまるメキシコ革命以後は増加傾向にあった安価なメキシコ人労働者がフィリピン人労働者と敵対させられることとなったが、20年代には高まる移民制限運動への恐れから、米国の植民地人であるがゆえに移民法の制限を受けないフィリピン人が当時まだ米国準州であったハワイから米国本土に大量に移入されていく。さらに、不況期にはいり31年以後、失業したメキシコ人労働者救済のための資金繰りに困った南西部諸州の各政府によって多数のメキシコ人(系)が本国送還されることとなり、その一方で、黄塵地帯からオクラホマ州民・アーカンソー州民・テキサス州内地民が不況のため職と温和な気候を求めてカリフォルニアに押し寄せた。こうして、雇用者たちにとっては予想以上の労働供給過剰状態ができ、米墨間の国境封鎖の努力がなされたのである<sup>(42)</sup>。以上のように、経営者側の都合で外国人労働者が移入されたり、追放されたりしたのであった。

さかのほって、1914年から34年までの間はメキシコ人が農業労働力の圧倒的な割合を占め、この間、不法入国者という地位ゆえに<sup>(43)</sup>、他の移民集団に比べ従順な傾向を見せた。しかし、30年代前半はこうしたメキシコ人のストでさえ頻発していたわけであるから、労働条件が極度に悪化していたことが憶測されよう。また、30年代の有名な農業労働者ストは、むしろアングロやフィリピン人の間でより頻繁に起こったという<sup>(44)</sup>。労働供給過剰の状況にもかかわらず、メキシコ人でも頻繁にスト破りの導入を恐れずにストを強行できたのも、以上のように他の移民集団にも同様の反発の動きが顕著であったためといえよう。特に、フィリピン人は、他の労働者に対してスト破りになることや、他の労働者より安い賃金で働くのを拒む傾向が強かったという<sup>(45)</sup>。

次節では、第二次世界大戦中のカリフォルニア農業労働者の実態をみることにする。

## 6. ブラセロ計画

戦時中の労働力不足を補うために1942年8月より開始された「ブラセロ計画」では、米墨両

政府の取り決めの下にメキシコ人が臨時季節労働者として米国への入国を許可された。「ブラセロ(bracero)」とはスペイン語で「被雇用者」を意味し、彼らは契約期間が終了するとメキシコに帰還するのが普通であったが、なかには翌年まで米国に居残る者や帰還後再び米国に戻ってくる者もいた。特に後者の場合、多くが同じ地域の同じ雇用者のもとへ戻っていたのである<sup>(46)</sup>。

戦時中の労働力需要を賄う目的で設けられたにもかかわらず、第二次大戦が終了しても「ブラセロ計画」は米国南西部の農場主らの要求に応じて期限の更新を重ね、実質上、1964年まで存続した。「ブラセロ計画」実施の期間は大きく3つに分けられ、42年8月から47年12月まで、48年2月から51年まで、そして51年から64年12月までとなる。第1期では、戦時下の労働力不足のため「公法45号」と行政協定（1942年に議会により批准）によりメキシコ人労働者が募集されたが、比較的小規模な受け入れ数にとどまり、5年半の間に合計25万人に満たなかった。続く第2期では行政協定の下でブラセロ労働者と米国人雇用者との直接契約に基づいた労働者受け入れがなされたが、その少なくとも3分の2はすでに米国滞在中の不法労働者であり保護の目的で合法化されたメキシコ人たちであったのである。さらに第3期の14年間には、「公法78号」（1949年農業法の付加条項第5章）の可決により約450万人の受け入れが見られた<sup>(47)</sup>。

最初に、第一期について詳しく見てみよう。前節での記述の通り、1930年代は黄塵地帯からの移動労働者が米国の農業労働従事者の多数を占め、30年代後半には西部の移動労働者全体での占有率が約50%であった。39年、ヨーロッパで第二次大戦が勃発しても、米国ではしばらくは国内労働者で農業労働力需要の大半を賄えていたが、次第に国内農業労働者が拡大する軍需産業へと流れしていく。また、西海岸諸都市（特に、サンペドロ、サンディエゴ、ロサンゼルス、リッチモンド、シアトルなど）では、1942年の時点で中国系はかなり前から都市部に流入しており、日系は強制収容所に押し込められ、南欧・東欧系は労働者階級を脱して農場経営者になっていた。メキシコ系のなかにも、農業労働者・鉄道労働者をやめて戦場へ赴く者もいれば、もっと賃金条件の良い職を求めて農村から都市へ移住する者もいた。こうして、頼みの綱として残った労働者集団の代表格としてメキシコ人が再び注目を集めはじめ、41年にはすでに米国政府は非公式の形でメキシコ政府にメキシコ人労働者募集の可能性を打診していた。これに対し、メキシコ政府は労働条件の保証と米国政府による管理が認められるなら可能であるとして来たため、同年12月の米国の参戦に伴い大規模かつ組織的な「ブラセロ計画」が考案され始めたのである<sup>(48)</sup>。

米墨合同委員会は「ブラセロ計画」の内容を作成し、42年7月、行政協定が両国間で調印・批准された。協定の内容には労働者の権利を保護する規定がある一方<sup>(49)</sup>、仮の協定であって明確な期限付けがなかった点で、後に数々の修正や更新措置に応じやすいというあいまいさを残していた。さらに、「ブラセロ計画」による政策全般の決定は農場経営者グループの意向に左右されやすい議会に委ねられ、43年4月29日の「公法45号」の可決によりメキシコとの協定

履行に公債を使うことが決定した<sup>(50)</sup>。また、計画の推進機関も開始1年後に農務省内の農業安定局から戦時食糧局へと担当が移され、事実上、農場主たちが「計画」をコントロールできるようになっていった。こうして、労働者権利の保護という当初の規定も有名無実化し、「計画」以前の外国人労働者の取り扱い状況に戻ってしまったのである<sup>(51)</sup>。

したがって、「ブラセロ計画」は、経営者側の搾取を排除したのではなく、搾取の制限を規定したにとどまった。しかも、そうした制限付きの搾取が法律の名の下に認められていたわけであるから、逆にお悪質な状況を生んだともいえる。経営者は労働者不足という事態でない限りブラセロを雇う法的資格がなかったのであるが、実際には賃金を下げて国内労働者を寄せ付けないようにして人為的に労働力不足の状況を作り出していたのである。加えて、「ブラセロ計画」は予備の労働者をも雇用して当時の農業労働者の組合組織化運動をくじく作戦にも利用された<sup>(52)</sup>。

第二次大戦中の「ブラセロ計画」の費用は、ブラセロ1人につき450ドル以上、全体で1億1,300万ドル以上で、それを連邦政府が支払うことで農業企業体や鉄道会社への大規模な「助成金」となった。また、ブラセロたちは他の労働者と違い、都会へ出ないで農場に

とどまって働くことが契約上の義務となっていた。このように、「ブラセロ計画」は、雇用主への一方的な優遇政策という側面を多分に有していたのである。しかも、そうした恩恵は圧倒的に大規模経営体の得るところとなった。少々時期がずれるが、例えば、1950年代後半には、ブラセロの94%が5つの州の約5万の経営体に送られたのに対し、米国全体の98%以上のアグリビジネス経営者は全くブラセロの割り当てを受けていなかったのである<sup>(53)</sup>。

1942~47年の6年間、44年をピークとして合計20万人以上のブラセロが21ヵ所で雇用され(表5)、その半数がカリフォルニア州で農業労働者として働いた。44年の収穫時には、ブラセロ

表5 メキシコから米国に移入されたブラセロ労働者の数(1942~64年)

年	数	年	数
1942	4,203	1954	310,476
1943	52,098	1955	390,846
1944	62,170	1956	444,581
1945	49,454	1957	450,422
1946	32,043	1958	418,885
1947	19,632	1959	447,535
1948	33,288	1960	427,240
1949	143,455	1961	294,149
1950	76,519	1962	282,556
1951	211,098	1963	195,450
1952	187,894	1964	181,738
1953	198,424		

〈出所〉 Barrera, p. 117.

表6 米国国境警備隊に摘発されたメキシコからの不法入国者数(1943~73年)

年	数	年	数
1943	8,189	1959	30,196
1944	26,689	1960	29,651
1945	63,602	1961	29,817
1946	91,456	1962	30,272
1947	182,986	1963	39,124
1948	179,385	1964	43,844
1949	278,538	1965	55,349
1950	458,215	1966	89,751
1951	500,000	1967	108,327
1952	543,538	1968	151,000
1953	865,318	1969	201,000
1954	1,075,168	1970	277,377
1955	242,608	1971	348,178
1956	72,442	1972	430,213
1957	44,451	1973	577,000
1958	37,242		

〈出所〉 Barrera, p. 123.

は西海岸諸州の全農業労働者の9%を占めていたという。つまるところ、ブラセロ労働者は有能で信頼でき派遣の自由がきくという高い評価を受け、戦時中に必要な作物の栽培・収穫を可能にした点でとりあえず農業における「ブラセロ計画」は米国政府にとって大成功といえた<sup>(54)</sup>。

しかし、一方でこの計画の眞の被害者にあたるのは、劣悪な労働条件・生活条件にさらされたブラセロよりも、米国の国内労働者や小規模農場経営者であったというべきだろう。というもの、経営者側は労働力不足を補うことを名目としてブラセロを用いることにより、農業労働賃金を引き下げることが可能だったからである。綿摘み労働者の賃金について見れば、戦時中ブラセロ雇用率ゼロのテキサスでは236%上昇したのに対し、ブラセロの割り当て数の半分以上を雇用したカリフォルニアでは136%の上昇にとどまった。しかも、国内労働者が待遇の改善を求めて抗議しようものなら、窮屈さゆえに時給60セントでも長時間一生懸命働くメキシコ人にとって代わられることは目に見えていたのである。また、労働者用住宅も、単身者が主体のブラセロの雇用の一般化により家族用住宅から単身者用住宅へと形態が一変した。それとともに、住宅自体の質も落ちた。さらに、ブラセロ労働で労働集約型農作物が安く生産・提供される反面、それが可能でない小規模農場は打撃を受けることになった<sup>(55)</sup>。

終戦後、雇用者側の強い要望で「公法40号」として修正することが可決された「ブラセロ計画」は1947年12月末日まで期限が延長され、そしてその日までにブラセロの本国送還の完了が決定された。しかし、「ブラセロ計画」を開始した法律そのものが廃止されただけで、ブラセロ雇用の習慣とその正当化は米国の農業において重要性を失うことなく、50年代、60年代へと継続されることになる。すなわち、48年以降、労働契約はブラセロと農場主（あるいは農場主団体）間の直接契約となり、米墨両国間でこれに関する特別な規定は何ら設けられずメキシコ政府が監督を担うだけという以前のパターンに次第に戻っていったのである<sup>(56)</sup>。

また、その一方で、1950年代、60年代を通じて、不法入国者が大量に国境を越える傾向が見られた。これは、47年末に「ブラセロ計画」が名目上終了したためと、40年代のメキシコ北部と米国西部における灌漑農業の広範な普及によりその地域での労働力需要が高まっていたためである<sup>(57)</sup>。不法入国者対策として終戦直後から「ドライイング・アウト(drying-out)」方式が採用され<sup>(58)</sup>、49年にはブラセロに関する新協定が締結されて不法入国者の合法化が図られた<sup>(59)</sup>。これは戦後の経済的繁栄下での労働力不足を補うという目的を秘めていたと考えられようが、逆に不法入国者の不慮の増加を招いたことは表6に明らかである。

さらに、50年に始まる朝鮮戦争の影響で米国内での労働力需要が増し、51年7月12日、移民労働者協定として「公法78号」が2年間の暫定措置の形で可決される。同法の内容はやはりブラセロの人権の保護であったが、翌8月米墨両国が「公法78号」の詳細を正当化した協定を締結し、以後ブラセロ使用数は急増する<sup>(60)</sup>。それにしても49年、51年の協定はどちらも、メキシコ側の労働力不足を懸念したメキシコ政府からの要請があって初めて実現への手続きがとら

れたのであり<sup>(61)</sup>、農場主の利益を優先する米国政府はいわば見せかけの措置で応じただけといつても過言ではない。実際、54年1月から2月初旬にかけて、ブラセロ協定を離れて、国境を渡ってきた不法入国者3,500人に合法入国者の資格を与え、複数の農場主に割り当てるという「新国境地帯労働者募集政策(the new border-recruitment policy)」が、メキシコ政府の抗議を無視したまま米国政府により施行された<sup>(62)</sup>。

一方、農業部門・工業部門での安い不法入国者の雇用の増加につれ、労働組合団体からの反発が強まつた。53年に朝鮮戦争が終了すると翌年にかけて景気後退と2倍近くの失業率の上昇が生じ、新聞による非難も手伝つて多数の米国人や米国政府がメキシコ人労働者を米国国内労働者に対する「脅威」と見なすようになった。そこで、54年6月米国司法長官ハーバート・ブラウネル2世が、30年代を思い起こさせるような大量の本国送還運動("Operation Wetback")を発令し、メキシコ系社会を震え上がらせたが、実施して3年もたたぬうちに100万人以上が送還され、不法入国者の流入の阻止にも一役買った。これにより農業・工業での賃金の上昇と労働条件・住宅環境の改善が実現され、雇用機会の拡大も生じて、メキシコ系にとって経済的環境の改善が結果として見られたのである<sup>(63)</sup>。

さて、「公法78号」は53年の更新の後、農業州出身の保守系共和党議員と南部の民主党議員との連合の支持を受けながら、54年、56年、58年と2年単位で繰り返し更新された。ブラセロ導入は戦時中よりも規模が大きくなり、55~59年の間に年平均43万人近くが入国し、南西部4州で全農業労働者数の25%を占めるほどの重要性を誇っていたのである<sup>(64)</sup>。

ところが、58年頃から「公法78号」への批判が相次ぎ、同法廃止に向けての取組みが議会内で開始された。ブラセロの非人道的扱いへの批判から、AFL-CIOをはじめとする一部の米国内の労働組合、政治家、メキシコ系指導者、および多数のメキシコ政府の役人が「ブラセロ計画」廃止の要求をし、ブラセロ使用数低下への努力が農業労働条件の改善を通じて進められていった。そして、最終的に64年12月末日をもって「公法78号」は廃止された<sup>(65)</sup>。同年は「1964年経済機会法」と「1964年公民権法」が成立した年で<sup>(66)</sup>、そこにみられるヒューマニズムの流れの一環として「公法78号」の廃止に至ったとも考えられようが、實際には連邦議会がドルの国外大量流出を危惧したという理由の方が強かったようである。それ以後のメキシコ人労働者雇用について論議がなされるなか、65年に新しい移民法として「ジョンソン移民法」が可決された。同法により年間の移民入国制限数が、東半球から17万人、西半球から12万人と定められ、さらに東半球には1国あたり年間2万人の上限がついたのである。これで初めて、カナダとラテンアメリカからの移民が制限されたのであり、特に急増しつつあったラテンアメリカからの移民の入国制限をねらった措置と考えられる。この新移民法は、68年6月30日より施行された<sup>(67)</sup>。

## 7. 戦後の労働運動、そして「デラノ・ストライキ」へ

第二次世界大戦開始時の米国におけるメキシコ系人口は約269万で、うち3分の1近くが徴兵年齢に達していた。実際、軍隊に服役したのは30~50万人といわれ、例えばロサンゼルスでは、メキシコ系が全人口のわずか10%近くであったのに対し戦争死傷者数では全体の約20%を占めていたのである。また、全米における名誉勲章(Medal of Honor)の獲得数も他のエスニック・グループより多かった。他方、メキシコ系は軍隊でも銃後でも二級市民扱いを受けていた。軍隊での服役中でもメキシコ系という理由だけでレストランでコーヒーの注文を拒否されたり、メキシコ系は適性検査の結果に関係なく死傷率の高い「前線」で戦う歩兵連隊に配属されるのが慣例となっていた。銃後でのメキシコ系に対する人種差別は、スリーピー・ラグーン事件（1942年）とズートスーツ暴動（1943年）に象徴される。いずれも、日系人が強制収容所に入れられた後に「当然の成り行きで」スケープゴートの対象にされたメキシコ系に対する人種差別主義が濃厚に現われた事件である。「アメリカ人」として戦場で勇敢に戦ったのち出身コミュニティへと帰還したメキシコ系たちは、低賃金の仕事や荒廃した住宅を割り当てられ、教育をはじめとする公共サービスの利用機会も制限されたりして、戦前と変わらぬ冷遇を受けた。こうして、米国社会の現実への疑問を新たにし当然認められるはずの「アメリカ人としての政治的・経済的権利」に目覚めていったのである<sup>(68)</sup>。

メキシコ系集団の以上のような相対的被差別状況の認識は、戦後のメキシコ系コミュニティにおける諸団体の発達に向けた大きな動因となるが、1960年代はじめまでは組織の活動範囲・構成員の分布に関する限り圧倒的に地方レベルにとどまっていた。しかし、60年代にはいつからしばらくしてコミュニティの社会問題・経済問題の解決を目指す組織がようやく発達し始め、「チカノ（メキシコ系の別称）運動」と称する全米規模の社会運動へと広がりを見せる。特に、1965年を境に南西部各地に出現した4人の強力な公民権指導者たちがチカノ運動の全米的普及の担い手となった。カリフォルニアのセサール・チャベス、コロラドのロドルフォ・（コキー）・ゴンサレス、テキサスのホセ・アンヘル・グティエレス、ニューメキシコのレイス・ロペス・ティヘリーナたちである<sup>(69)</sup>。ここにあげたように、セサール・チャベスの運動をチカノ運動の一種と捉える研究者もいるが<sup>(70)</sup>、本稿では労働運動の側面に着目しながら、以下、農業労働運動史の変遷のなかで彼の運動を考察していくこととする。それでは、エスニック運動を離れてカリフォルニアでの農業労働者を中心とした組織化運動の方に目を転じてみよう。

大戦直後の1946年、アルビン付近のディ・ジョルジオ果物会社の大農園の労働者がAFLの指導の下に「全米農業労働者組合(the National Farm Labor Union)」を結成し、47年AFL-CIOに加入了。同年10月組合承認を求めて労働者1,000人以上が「ディ・ジョルジオ・スト」に突入リストは2年間続いたが、暴力・名誉毀損の企て・スト破りの導入に会い失敗に終

わった<sup>(71)</sup>。

さらに、AFL-CIO傘下の「缶詰工場労働者組合(the United Packinghouse Workers of America)」の第78支部は1950年代中頃、農業労働者の組織化を開始、54~59年の間に16~20件のストを決行したが、毎回スト破り導入によって敗北を喫した<sup>(72)</sup>。

AFL-CIOは一方で、59年末「農業労働者組織化委員会(the Agricultural Workers' Organizing Committee, 以下AWOCと略す)」をストックトンで結成する。フィリピン人(系)労働者の指揮の下、AWOCがインペリアル・バレーで労働者の勧誘に尽力した結果、カリフォルニアの農業労働者の賃金は60年代初めに58年水準を25%上回るようになり、賃金上昇で国内労働者が農場に集まってブラセロは減少していった。また、レタス労働者の組織化にも成功するが、続く61年の労働争議は、メキシコ政府の「ブラセロ計画」撤廃への要請が続く中で7,000人のブラセロがスト破りに利用され、結局失敗に終わった。のちに、このAWOCが65年のデラノ・ストライキの火付け役となるのである<sup>(73)</sup>。

以上のように、40年代後半から60年代初めにかけての数々の農業労働者によるストの企ては主として経営者側のスト破りの導入が原因で失敗しており、そのスト破りの供給源を作り出す「公法78号」の廃止が国内労働者側にとってスト成功への緊急課題となっていたことは明らかであろう。「78号」は64年末によく無効となるが、早くもその翌年はフィリピン系とメキシコ系の農業労働者の共闘による新たな労働運動の始まりの年となったのである。

メキシコ系農業労働者の組織は、農業労働者の組織化運動とは直接関係しない組織に源を求めることができる。社会活動家ソール・アリンスキー(1909~1972年)が1939年に創設した「産業地域財団(Industrial Areas Foundation)」のオルグ、フレッド・ロス(1910年~)は40年代の末頃からカリフォルニア在住のメキシコ系をコミュニティ単位で組織化する運動を展開し、そこから労働者階級のメキシコ系を組織して「地域社会福祉協会(Community Service Organization, 以下CSOと略す)」を結成した。CSOは、後にデラノのストライキを指揮することになるセール・チャベスが一時期オルグとして貢献した組織ともなる。チャベスはオルグとして訓練と実践を10年余り重ねた後、61年同組織の方針との意見対立でCSOを脱退し、カリフォルニア南部の小町デラノに居を定めて、62年3月「全国農業労働者連合(the National Farm Workers' Association, 以下NFWAと略記)」というメキシコ系会員を中心の労働組合を設立するのである。手始めに、サンホアキン・バレー南部数か所に組合支部を設置していく、最初の6ヶ月間で5万人以上の労働者に話しかけ、2年間で1,000人、そして65年9月のデラノ葡萄摘み労働者ストライキ開始頃には1,700人の組合員(各人が月額3ドル50セントの組合費を払う)を集めていたといふ<sup>(74)</sup>。

フィリピン人(系)の労働組織AWOCはサンホアキン・バレーをさらに北上してデラノの南側の地域にまで労働争議運動を進め、賃金格差の解消を実現していった。そして、65年9月8日、委員長ラリー・イトリオングに率いられたAWOC所属のフィリピン系労働者1,300人が

デラノの葡萄園のストに入った。経営者側への要求はやはり組合の承認と時給1ドル40セントへの賃上げであったが、経営者側はさっそく土地のメキシコ系労働者をスト破りに雇う手段を取り始めた。そこで、イトリオングはチャベスの所に赴き、NFWAのメンバーも同ストに参加するよう説得を依頼したのである。ちょうどメキシコの独立記念日に当たる9月16日にチャベスはNFWAのメンバーの間でスト支援の可否を問う投票を実施した結果、全員一致で支援行動が承認され、20日に決行という運びとなった<sup>(75)</sup>。こうして、チャベスが中心となって、2～3年の間に急成長したNFWAがAWOCとともにこのストライキを主導していくこととなるのである。

### むすびにかえて

さて、ここで、今世紀のカリフォルニア農業における雇用者側の移動労働者対策の変遷を振り返ってみよう。カリフォルニア州は19世紀末から農業州としての地位を築き始め、1960年代半ばまでには食糧生産において首位の座を占めていた<sup>(76)</sup>。農業州としてのカリフォルニアは、20世紀に入っていくにつれ、米国の国益にとって次第に重要度を増してきたわけである。それゆえに、立法府において、同州の有力農園経営体からの要求・圧力に動じやすかったのは、ひとえに地元出身の議員ばかりでなかったことは確かである。よって、雇用者側の労働者対策にはほとんど、連邦議会・州議会・法執行官等の後押しが常にあったと考えられ、連邦レベル・州レベルの政府の対移民政策がそのまま、経営者側の労働対策になってきたといつても過言ではない。

連邦政府の移民労働者供給政策を年代順に追ってみると、野放し状態（1924年の国境警備隊設置まで）⇒「1924年移民法」（南北アメリカ大陸諸国には移民割り当て制度の適用なし）⇒メキシコ人本国送還運動（不況期）⇒「ブラセロ計画」とその類似的措置（1942～64年）⇒「公法第414号」による労働力確保（1965年～），というのが大まかな流れである。デラノ・ストライキが始まる1965年以前は、不況期を除き、あらゆる時期を通じて移民労働者の流入が促進されたか、無制限であったといえよう。しかも、不況期の本国送還運動は、失業者続出による社会保障費の大幅な出費を防ぐための米国政府の一方的な措置であった。また、「公法78号」の廃止措置にも、海外へのドル流出の防止のためという政府自らの意図が認められることは既に述べた通りである。こうしてみると、経営者の利益、連邦・州政府の利益、あるいはその両方に合致するような移民労働者政策が、少なくとも60年代まで連綿と執られてきたことがわかる。

以上のような経営者と政府との堅固な癒着体制のもとで、1965年からの「デラノ葡萄摘み労働者ストライキ」がいかにして闘われていったのか。これについては別稿に譲ることとし、ひとまずここで筆を置くこととしたい。

## 註

- (1) デラノ・ストライキの5年間の経過について詳しくは、拙稿「農業労働法」の制定を求める農業労働者の闘い—1965~75年のカリフォルニア』『札幌学院大学人文学会紀要』第60号、1997年3月、を参照。

本稿では以下のように用語の統一を図っている。人種民族用語として「——系」とあるのは米国市民権を取得している個人または集団、「——人」とあるのは米国市民権を取得していない個人または集団をそれぞれ意味するものとする(ただし、「アメリカ人」「米国人」は除く)。また、「——系」と「——人」の両方を含むと考えられる

場合、あるいはどちらか定かでない場合は「——人(系)」と表記することとした(ただし、日本人(日系人)とした)。これは、しばしば市民権取得の有無が法的権利の有無に関わってきたりして、厳密に両者を区別しなくてはならない場合が存在するからである。

- (2) ここでいう「米国南西部」とは、現在メキシコ系が多く住んでいるカリフォルニア、アリゾナ、ニューメキシコ、テキサス、コロラド5州を指し、ほぼ旧メキシコ領に含まれる地域である。したがって、地理の教科書などでよくなされる5つの地域区分(ニューイングランド、中部大西洋岸、南部、中西部、太平洋岸西部)とは基準を異にする。1990年の統計でヒスピニック系(スペイン語を母語とする集団で、メキシコ系、ブルートリコ系、キューバ系、中央・南アメリカ系などが含まれる)は米国第二のマイノリティ集団であり、ニューメキシコでは全人口の38.2%、カリフォルニアで25.8%、テキサスで25.5%、アリゾナで18.8%、コロラドで12.9%を占める。これはヒスピニック系の人口比であるが、以上の米国南西部5州では地理的にメキシコに近いこともあり、メキシコ系の人口比とほぼ同じと考えて差し支えない。

弁護士・ジャーナリスト・編集者であったキャリー・マックウイリアムズはその著『メキシコから北へ』の中で、米国統治時代初期の南西部で用いられていた農牧業・鉱山業の技術はすべてメキシコ人から学ばれたものと述べている。それは、農牧業・鉱山業に関する用語の多くがスペイン語からの借用語であ

カリフォルニアの農業生産高(1987年)

作目	カリフォルニア州内での順位	全米に占める割合(%)	生産額(百万ドル)	同左割合(%)
穀類			(2,945.4)	(18.2)
綿	4	N A	1,095.6	6.8
牧草	6	6.0	720.4	4.5
甜菜	16	21.7	212.6	1.3
米	18	20.4	195.4	1.2
じゃがいも	22	4.9	159.6	1.0
野菜類			(3,417.8)	(21.2)
レタス	9	67.9	598.2	3.7
トマト	10	77.8	560.7	3.5
イチゴ	12	74.1	407.6	2.5
ブロッコリー	17	90.0	212.6	1.3
カリフラワー	24	75.1	147.2	0.9
果実及び堅果類			(3,656.3)	(22.7)
ぶどう	3	88.5	1,205.9	7.5
アーモンド	8	100.0	615.6	3.8
オレンジ	11	32.1	422.5	2.6
くるみ	15	100.0	234.6	1.5
ブルーン	20	100.0	166.4	1.0
桃	21	60.5	163.8	1.0
レモン	23	75.2	152.9	0.9
苗木及び花類			(1,463.5)	(9.1)
苗木	5	27.6	831.0	5.1
花類	7	28.6	632.5	3.9
畜産			(4,659.6)	(28.9)
酪農	1	12.7	2,084.7	12.9
肉牛	2	5.0	1,552.1	9.6
肉鶏	13	5.0	346.6	2.1
卵鶏	14	11.5	307.5	1.9
ターキー	19	11.2	180.1	1.1
合計			16,142.6	(100.0)

出所: State of California, California Agricultural Statistics 1987.  
(八木宏典『カリフォルニアの米産業』東京大学出版会、1992年、171頁、表9—1をそのまま掲載)

ることからもわかるという。さらに、カリフォルニアの金を最初に発見したのもジェームズ・マーシャルというアングロ（註⑨参照）ではなく無名のメキシコ人たちであり、しかも彼よりも10年も早く発見していたそうである。ただ、マーシャルの「発見」まで金鉱の存在が公にされなかっただけであったという（Carey McWilliams, *North from Mexico: the Spanish-speaking People of the United States*, Greenwood Press, 1968, pp. 133-161）。そもそも、米国南西部史は「スペインによる征服」以前に端を発するが、ここではカリフォルニア農業の起源とメキシコ系の誕生に直接関わる事柄のみを概観するにとどめたい。

カリフォルニア州が今日全米一の農業州であり、また多種多様な農産物、特に野菜類、果実および堅果類を中心とした生産州であることは、前ページの表から明らかである。

また、同州の地形・自然植生・気候については、八木、24—36頁、を参照。

- (3) Albert Camarillo, *Chicanos in California: A History of Mexican Americans in California*, Boyd & Fraser Publishing Company, 1984, pp.2-3; Richard Griswold del Castillo, *La Familia: Chicano Families in the Urban Southwest, 1848 to the Present*, University of Notre Dame Press, 1984, p. 16; Lawrence J. Jelinek, *Harvest Empire: A History of California Agriculture*, Boyd & Fraser Publishing Company, 1982, pp.11-12; 国本・畠・細野『概説メキシコ史』有斐閣選書, 1984年, 40—49頁; 岡田泰男編『アメリカ地域発展史』有斐閣選書, 1988年, 212頁。
- (4) Camarillo, pp.5-11; del Castillo, *La Familia*, p. 17; Jelinek, pp.18-22; 岡田編, 213~214頁。「カリフォルニオ」とは、スペイン系あるいはメキシコ系のカリフォルニア人のこと(Matt S. Meier and Feliciano Rivera, *Dictionary of Mexican American History*, Greenwood, 1981, p.66.)。
- (5) Camarillo, pp.11-12; Ellwyn R. Stoddard, *Mexican Americans*, Random House, 1973., p.30; Matt S. Meier and Feliciano Rivera, *Mexican Americans/American Mexicans: From Conquistadors to Chicanos*, Hill and Wang, 1994, pp.58-66。「1821年以来、メキシコ領テキサスへのアメリカ人の植民が始まっていたが、30年、メキシコ政府がアメリカからの移民を制限し奴隸制を禁じたことから、アメリカ人入植者の間に不満が高まり、35年反乱が勃発。36年3月2日、彼らはテキサス共和国の独立を宣言した。」（斎藤真ほか監修『アメリカを知る事典』平凡社, 1988年, 301頁）
- (6) Rodolfo Acuña, *Occupied America: The Chicano's Struggle Toward Liberation*, New York: Canfield Press, 1982, pp.19, 21; Camarillo, p.12; Carlos E. Cortés, "Mexicans," in S. Thernstrom et al. (eds.), *Harvard Encyclopedia of American Ethnic Groups*, Harvard University Press, 1980, p.698; Meier, *Mexican Americans*, p.67; "The Ellis Island," *TIME*, June 8, 1983, p.18. 米墨戦争とその後の時期に関する日本人による研究には以下のものがある。江川良一「ポーク政権におけるジョージ・バンクロフトの役割」聖徳学園, 岐阜教育大学紀要18, 1989年, 富所隆治『テキサス併合史—合衆国領土膨張の軌跡』有斐閣出版サービス, 1984年, 牛島万「米墨戦争研究の展開—メキシコ人史家・ヒスピニック史家の研究史(1847—1991)」『イペロアメリカ研究』1993年, 山岸義夫『アメリカ膨張主義の展開—マニフェスト・デスティニーと大陸帝国』勁草書房, 1995年。また, グアダルーペ・イダルゴ条約に関する最近の研究として, Richard Griswold del Castillo, *The Treaty of Guadalupe Hidalgo: A Legacy of Conflict*, University of Oklahoma Press, 1990. がある。
- (7) Camarillo, p.14; Richard Griswold del Castillo, *The Los Angeles Barrio, 1850-1890: The Social History*, University of California Press, 1980, pp.141 - 3.
- (8) Camarillo, pp.18-23; del Castillo, *La Familia*, pp.17 - 8; Jelinek, pp.23-38.
- (9) Camarillo, pp.24-30; del Castillo, *La Familia*, p.22; Joan W. Moore, "Colonialism: The Case of the Mexican Americans," *Social Problems*, 1970. 本稿で「アングロ」(Anglo)とは、ヒスピニックでない白人のことをいう。Mooreは、メキシコ統治時代から米国統治時代初期にかけての米国南西部諸州におけるアングロとの接触によるメキシコ系の経験を、植民地状態の形成過程の違いに基づいて地域別に次のように分類している。カリフォルニアでのものを「経済植民化(economic colonialism)」、テキサスのを「対立抗争による植民化(conflict colonialism)」、アリゾナおよびニューメキシコのを「『古典的』植民地状況("classically" colonial situation)」と名づけている。「対立抗争による植民化」のテキサスでは、米国による統治

でメキシコ系エリートの政治参加パターンが全面的に崩壊し、アングロとメキシコ系との間に頻繁に暴力による対立が続いた。そして、1850年には、サンアントニオでメキシコ系はマイノリティに成り下がっていた。一方、「古典的」植民地状況では、もとからの政治的エリートはそのままの形で残り、新来の資本家・政治家と協力して土地の富を搾取した。活力を持った土着社会が繁栄しながら存続し、マジョリティはスペイン系のままであり、したがって経済的・政治的植民化は他の2つに比べ、緩やかであったという。

- (10) Stoddard, p.183. アングロから迫害を受けたメキシコ人(系)たちは、しばしば山賊となってアングロに復讐した。その有名な例が、伝説ともなっているホアキン・ムリエタの活躍である(Camarillo, p.17)。詳しくは、越智道雄『カリフォルニアの黄金—ゴールドラッシュ物語』朝日選書, 1990年, 184—205頁, を参照。また、メキシコ人(系)たちはアングロへの復讐のさい、他の虐げられた人種、インディアンや黒人と連帯することもあったという(岡田, 235頁)。
- (11) Camarillo, p.33; Matt S. Meier and Feliciano Rivera, *The Chicanos: A History of Mexican Americans*, Hill and Wang, N.Y., 1972, p.259. 「黄塵地帯」とは、米国では中南部の乾燥平原地帯をいう。
- (12) Meier, *The Chicanos*, pp.136 - 137. 1910年から第二次世界大戦までにみられたカリフォルニア農業の統合化と栽培作物の单一化の過程については、Jelinek, pp.61-77, を参照。
- (13) Meier, *Mexican Americans*, p.137. ポルフィリオ・ディアス(Porfirio Díaz:1830~1915)は、1877年から1911年まで34年間にわたって独裁体制を維持したメキシコの大統領である。また、当時の移民制限政策反対を唱えた農場経営者によるロビー活動について詳しくは次を参照。Linda C. Majka and Theo J. Majka, *Farm Workers, Agribusiness, and the State*, Temple University Press, 1982, p.64.
- (14) Meier, *Mexican Americans*, pp.137 - 8.
- (15) Cletus E. Daniel, *Bitter Harvest: A History of California Farmworkers, 1870-1941*, University of California Press, 1981, pp.88-89; National Advisory Committee on Farm Labor (NACFL), *Farm Labor Organizing, 1905-1967*, New York: NACFL, 1967, p.13. 「1,000人をこすあぶれた労働者は、職がないからといってよそへ移る金もなく、就職組とともに、宿舎のテントの賃貸料を週75セントとられ、ダーストの経註  
営する商店以外での買い物を禁じられた。水さえ自由に飲めなかった。代わりにダースト一家の売るレモネードを1杯5セントで買わされたのである。」(清水知久「カリフォルニア農業労働者の運動—歴史と性格—」『日本女子大学紀要・文学部』第25号, 1976年, 4頁)
- (16) Meier, *Mexican Americans*, p.138. 大農場・農業資本の政治力・経済力は州全体に及び、それに基づいて出来上がった諸関係を通じて農場主たちは、法執行官・裁判所・州議会を動かし、カリフォルニア農業とその特徴となる階級構造を脅かすストライキを鎮圧させたのである(Juan Gomez-Quiñones and Devra Weber, " '…down the valleys wild': Epilogue, prologue, medias-res still; the strikes of the thirties," *Aztlan* 1, Spring, 1970, p.120.)。
- (17) Meier, *The Chicanos*, p.170; NACFL, *Farm Labor Organizing*, p.11.
- (18) Camarillo, p.41; Majka, p.40; Meier, *Mexican Americans*, p.137. メキシコ人には古くから、次のようなステレオタイプが付きまとっていた。「ソンブレロ帽の下で数百年來の昼寝をむさぼってきた怠惰でおとなしい農民」("The Little Strike that Grew to La Causa," *TIME*, July 4, 1967, p.17)
- (19) Camarillo, p.42; Daniel, p.89; Meier, *Mexican Americans*, p.138-9. IWWは、1905年6月のある朝、シカゴのある集会場にアメリカ全土から社会主義者、無政府主義者、職能別組合の急進分子200人が参集して開かれた集会をきっかけに結成された組織である。その目的は、「すべての産業部門のすべての労働者を、性別、人種、熟練度によって区別することなく、『一つの大きな労働組合』へ組織化すること」であった。すなわち、内部分裂を招いていた「アメリカ労働総同盟(AFL)」の職能別組合主義と袂を分かつての組織結成であった(ハワード・ジン、猿谷要監修、平野孝訳『民衆のアメリカ史(中)』TBSブリタニカ, 1982年, 547-8頁)。IWWの活躍については、野村達朗「IWWと西部の移動労働者」「アメリカ研究」5, 1971年, を参照。1930年代以前は組織化不能という理由で、非熟練労働者、特に季節移

- 動農業労働者の組織化を避けてきていたAFLに対し、IWWは1910年までにはカリフォルニアの鉱業、林業、農業にたずさわる非熟練労働者を組織していた(Camarillo, p.41)。
- (20) Camarillo, p.42; Charles Wollenberg, "Huelga, 1928 Style: the Imperial Valley Cantaloupe Workers' Strike," in Renato Rosaldo *et.al.* (eds.), *Chicano: The Evolution of a People*, Robert E. Krieger Publishing Company, 1982, p.184.
- (21) 清水, 1975年, pp.3-4; Wollenberg, p.185.
- (22) Camarillo, pp.34-5; Wollenberg, p.185.
- (23) Meier, *Mexican Americans*, p.139-140. 20世紀の初頭には、全米の労働組合員は200万人（労働者14人に1人の割合）を数え、その80%が当時AFLに属していた。当時AFLは排他的な組合で、メンバーのほとんどが白人男性の熟練労働者だった（ジン, 544頁）。また、米国国内労働者の職の確保と労働条件の維持の目的で、AFLは19世紀末から新移民の移住制限運動にも積極的に取り組んできており（大塚秀之『アメリカ合衆国史と人種差別』大月書店, 1982年, 23頁），非白人集団であるにもかかわらずメキシコ系に援助の手を差し延べたのは、移民制限の方針を優先したためと思われる。
- (24) Meier, *Mexican Americans*, p.140.
- (25) Wollenberg, p.186.
- (26) *Ibid.*, p.186.
- (27) *Ibid.*, pp.186 - 7. 2つの相互扶助組織とは、「エル・セントロ＝ベニート・ファーレス相互扶助協会(the Sociedad Mutualista Benito Juárez of El Centro, 1919年結成)」と「ブローリー＝イダルゴ相互扶助協会(the Sociedad Mutualista Hidalgo of Brawley, 1921年結成)」である。両組織とも、メンバーの大半がメキシコ系農業労働者であった。
- (28) Daniel, p.108; Meier, *Mexican Americans*, p.140; Wollenberg, p.187. ウォレンバーグは、UWUは英語の文書ではスト支持を否定していたが、スペイン語の文書では肯定していた、としている(Wollenberg, p.187)。よって、「28年のスト」では内密にメキシコ政府が米国内のメキシコ人（系）を扇動していたのではないか、と推測される。
- (29) Wollenberg, p.185.
- (30) *Ibid.*, p.187.
- (31) Camarillo, p.42; Meier, *Mexican Americans*, p.141.
- (32) Wollenberg, p.185.
- (33) *Ibid.*, pp.186, 188; Daniel, p.109.
- (34) McWilliams, p.191; Meier, *The Chicanos*, p.176; Wollenberg, p.188.
- (35) Majka, p.68; Meier, *Mexican Americans*, p.141.
- (36) Meier, *Mexican Americans*, p.141. ローズベルト政権は全国産業復興法、農業調整法などの救済策、復興策を講じた。しかし、これらのニューディール立法を通じて、工業労働者や大小の農場主は恩恵を受けたとしても、農業労働者には無縁の政策だった。というのも、農業労働者はどの法律からも対象外に置かれたからである（清水, 5頁）。
- (37) Meier, *Mexican Americans*, pp.141-2.
- (38) *Ibid.*, p.142; Camarillo, pp.52-55. 以下のように挙げれば切りがない。えんどう豆収穫者（ハイワード）、イチゴ収穫者（マウンテン・ビュー、サニー・ベール地域）、モモ収穫者（マーセッド、サクラメント、グリドリー）、ナシ収穫者（サンタクラーラ・バレー）、フィリピン系・メキシコ系レタス労働者（サリーナス）、果物収穫者（フレズノの南）、ブドウ収穫者（フレズノ=ロディ地域: 6,000人の参加者）など。
- (39) Meier, *Mexican Americans*, pp.142-3; NACFL, *Farm Labor Organizing*, p.15. 1930年代に加州サンホアキン・バレーで綿摘み労働者として働き、33年の綿摘み労働者ストライキに参加したメキシコ系女性労働者たちの活躍を、オーラルヒストリーの手法で分析した研究として、Devra Anne Weber, "Mexican Women on Strike: Memory, History and Oral Narratives," in Adelaida R. Del Castillo (ed.), *Between Borders: Essays on Mexicana-Chicana History*, Floricanto Press, 1990, がある。

- (40) Meier, *Mexican Americans*, p.143.
- (41) *Ibid.*, pp.144-6; Camarillo, pp.55-56; NACFL, *Farm Labor Organizing*, p.16. 1936年のストライキについては次の日本人研究者による論文がある。松本悠子「1936年ロスアンジェルス・セロリ・ストライキと日系農業コミュニティ」『史林』75—4, 1992年。
- (42) Camarillo, p.45; Gomez-Quiñones, p.120; Peter Matthiessen, "Cesar Chavez," in Rudolph Gomez (ed.), *The Changing Mexican-American*, Pruett, 1972, p.268. こうしたフィリピン人の大量移入は、次の2点で農場主たちに利益をもたらした。①過度な労働供給が生じたことで、労働者の組織化の試みをくじくことが可能となり、必要数の労働者を確保する目的で賃金を上げる必要がなくなったこと、②メキシコ人とフィリピン人の間に生じた憎悪が農業労働者集団を分断し、組織化の阻止に役立ったこと(Majka, pp.65-66)。本国送還運動の対象は当然不法入国者であったわけであるが、米国市民権取得者でも移民局の役人に米国市民である証明が出来ない場合にはメキシコ送りの対象となった。また、家族の一部が送還されることにより、家族離散の憂き目に会う例も少なくなかった(Camarillo, pp.48-52; Julian Samora and Patricia Vandel Simon, *A History of the Mexican-American People*, University of Notre Dame Press, 1993, p.136)。最近の研究によれば、1929~39年に推計50~60万のメキシコ人と市民権をもったその子供達らが送還されたという(Acuña, p.202)。
- (43) エスニック研究者マリオ・バレーラによれば、1930年代以前には、米国南西部でのメキシコ人の不法入国者の存在はそれほど問題視されなかったという。1924年になって初めて国境警備隊が設置されたものの、米国南西部の労働需要が満たされている限りは合法・不法の違いは一般民衆や経営者の意識にはのぼらなかったのである。しかし、不況期の本国送還運動、「ブラセロ計画」、そして最近の大量の不法入国者の政治問題化を通じて次第に合法と不法の区別が厳しくされるようになってきたという(Mario Barrera, *Race and Class in the Southwest: A Theory of Racial Inequality*, University of Notre Dame Press, 1979, p.121)。こうした「上からの」不法入国者の意識化は、経営者の雇用パターンに即座に反映されなかつとも考えられよう。
- (44) 例えば、1939年にストックトンのアスピラガス農場で働くフィリピン人労働者6,000人によるストをきっかけに発足した「フィリピン人農業労働者協会」(FALA)の成果には目を見張るものがある(NACFL, *Farm Labor Organizing*, pp.16-17)。歴史学者、清水知久氏は1965年からはじまるデラノ・ストライキの推進組織UFWOC (AWOCとNFWAとの合併組織)を含めたのちの農業労働者の運動の方向と性格にFALAが重要な示唆を与えたとしながら、FALAの意義を次の3点にまとめている。「第1に、彼らの運動はかつてのIWWや共産党のような既成組織の指導によるものではなく、労働者自身による自発的な運動であったこと。第2に、永続的な団体交渉権を獲得するなど、現代的な労働組合運動だったこと。そして第3に、賃金・労働条件の改善だけでなく、協同組合運動を含めて、労働者の生活全体の改善を目指した運動だったこと(清水、6頁)。」
- UFWOCの運動を専門に研究する筆者も、FALAの影響がUFWOC運動にどれほどあったかを分析することは、デラノ・ストライキをカリフォルニア農業労働史の中に位置付ける作業の一環としてぜひとも必要であると考える。しかしながら、いまのところ史料不足なため、いずれ稿を改めて検討することとしたい。
- (45) Majka, p.65; Matthiessen, p.270. 米国におけるフィリピン人人口は1920年の5,600人から1930年の56,000人に急増した。フィリピン人移民は大半が男性で独身で30歳以下であった。そのように家族とのつながりが希薄であったために移動性が高く、農場主にとっては好ましい存在であった。しかし、逆に30年代の不況期にはその希薄性ゆえにフィリピン人によるストライキは戦闘性を極めたのである(Majka, p.65)。
- (46) Camarillo, p.75; Meier, *Mexican Americans*, p.172; NACFL, *Farm Labor Organizing*, pp.33-4.
- (47) Camarillo, p.75; Richard B. Craig, *The Bracero Program: Interest Groups and Foreign Policy*, University of Texas Press, 1971, p.63; Meier, *Mexican Americans*, pp.172-3; NACFL, *Farm Labor Organizing*, pp.33-4.

- (48) Acuña, pp. 261-2; Matthiessen, p. 270; Meier, *Mexican Americans*, pp. 173-4.
- (49) 以下の規定が含まれる。
- ①労働者がアメリカ人の代わりに使われたり、アメリカ人より低い賃金レートで雇われたりしないこと。
  - ②賃金や労働条件を規定する最低限の保証。
  - ③契約期間の少なくとも75%は、一般的のレートで支払うこと。
  - ④いかなる時でも、労働者が契約の取り消しを求める権利を持つ。
  - ⑤通勤の際の交通費は、無償であること。
  - ⑥生活維持手当は、中途で支払われること(Meier, *Mexican Americans*, p. 174)。
- (50) 雇用者側の形成した組織が、「プラセロ計画」に関する政策決定過程に常時、参加するようになっていた。「特別農業労働委員会(the Special Farm Labor Committee)」が連邦の諮問機関として設置され、農場経営者組織からの代表者で成り立っていた。そして、その小委員会の1つ「メキシコ人労働者に関する小委員会(the Subcommittee on Mexican Labor)」は、「プラセロ計画」に関して労働省に勧告する仕事を任せていたのである。「公法78号」は労働長官が農場主と農業労働者の意見を聴取することを義務づけていた。しかし、そうした意見聴取は極めて不公平なもので、労働組織との協議はうわべだけで、こじつけがあつたり、やらずにすませられることもあった(Barrera, p. 169)。
- (51) Acuña, p. 262; Meier, *Mexican Americans*, pp. 174-5.
- (52) Craig, p. 67; Ernesto Galarza, *Farm Workers and Agribusiness in California: 1947-1960*, University of Notre Dame Press, 1977, p. 204; Jelinek, p. 84; Meier, *Mexican Americans*, p. 175. 当時、カリフォルニアでは、「全国農場労働者組合(the National Farm Labor Union)」や、その後継組織「全国農業労働者組合(the National Agricultural Workers Union)」が盛んに活動していた。
- (53) Barrera, p. 118; Ellis W. Hawley, "The Politics of Mexican Labor Issue, 1950-1965," *Agricultural History* 40, July, 1966, p. 157; Jelinek, p. 84; Meier, *Mexican Americans*, p. 175. 「プラセロ計画」の費用の内訳は次の通り。労働者募集の費用、医療費（1人につき年間18~20ドル）、教育費、レセプション・センターの経営、メキシコから米国への移動の際の交通費の一部と生活費など。
- (54) Meier, *Mexican Americans*, p. 175.
- (55) Ibid., p. 178; Acuña, p. 263; Jelinek, p. 84; Matthiessen, p. 197; NACFL, *Farm Labor Organizing*, pp. 33-4. テキサスは、第一次大戦中、農場主や牧場主が国境開放政策で利益を得たことから、第二次大戦中も国境開放を望んでいた。他方、テキサスではメキシコ人に対する差別が最もひどかったため、メキシコ側からは同州に対する批判が強かった。そのため、テキサス州は、メキシコ政府からプラセロの提供を受けられなかつたのである。
- (56) Meier, *Mexican Americans*, p. 179.
- (57) この時期の不法入国者の増加をもたらした、メキシコ国内のプッシュ要因として3つ挙げられる。
- ①死亡率を上回る出生率の増加、
  - ②メキシコ全域にわたる農村から都市への人口移動、
  - ③米国に隣接した諸州、特に国境沿いに位置する諸都市を目指した、北へ向かう人口移動（1950—60年の間の年平均人口増加率は、それぞれ、ファーレス市36%，メヒカリ市23%，ティアナ市15%，エンセナーダ市13%）である(Stoddard, p. 27.)。
- (58) Meier, *Mexican Americans*, pp. 180, 182. 「ドライイング・アウト」方式とは、アメリカの農場で働いた不法入国者に身分証明書を発行し、一度本国に帰してから合法的に再入国するのを許可する方式である。経験のある労働者が獲得できることで、この方式の受益者はやはり農場主であった。1947—49において74,000人のプラセロの移入とともに、142,000人の不法入国者が「ドライイング・アウト」により合法化された(Craig, p. 67)。
- しかし、この方式は後に、「公法78号」により制限を受ける(Barrera, p. 119)。
- (59) 新協定の内容は、不法入国者数の制限、不法入国者を雇用する経営者にプラセロを供給しないこと、米国に既にいる不法入国者の合法化、の3点であった。しかし、合法化を期待して不法入国するメキシコ人の

- 増加を招いた(Meier, *Mexican Americans*, p.181)。
- (60) Meier, *Mexican Americans*, p.181.「公法78号」は、行政による移民規制改善のための規定を含み米国労働省を労働契約人と定めている。規定の内容は、ブラセロの契約期間は6週間から6ヶ月とすること、契約期間中の75%は仕事が保証されること、労働省による統一賃金が支払われること、の3点である。一方、米国労働省はメキシコでの労働者募集の権利を持ち、以下の義務を有していた。すなわち、ブラセロ必要の証明、招集所から収容所への労働者の輸送、全契約条項の遵守の保証、などである。
- (61) 戦後の「ブラセロ計画」に関するメキシコ側の問題点は3つあった。  
 ①メキシコ政府は、国民を米国に送り出すよりも国内にとどめておきたいと考えていたこと。  
 ②米国のメキシコ人は、長年、多くの搾取や差別にさらされてきたこと。  
 ③法的に規定された、ブラセロを保護する正式な措置・規則はあったが、不法入国者たちもメキシコよりもややよい状態にあるという理由のため、米国の方を選んだ。米国では、彼らは不当な扱いを受け、ひどい社会問題を引き起こした。また、メキシコ政府としては、彼ら不法入国者もメキシコ国民であるがゆえに保護しようとしていた(Howard F. Cline, *The United States and Mexico*, Atheneum, New York, 1976, pp.381-382)。
- (62) Meier, *Mexican Americans*, p.182.
- (63) Ibid., pp.189-90; Camarillo, pp.83-84.
- (64) Meier, *Mexican Americans*, p.183.
- (65) Ibid., pp.183-4; Camarillo, p.75.
- (66) 「1964年経済機会法」はおよそ10億ドルを貧困対策に支出することを規定し、「すべての人に快適で尊厳をもって暮らせる機会を与えることによって、この国の貧困のパラドックスを除去する」と約束していた。ジョンソン政権の貧困との戦争の最初の一撃であった(マアリー・ベス・ノートン, 本田創造監修, 上杉・中條・中村訳『アメリカの歴史⑥冷戦体制から21世紀へ』三省堂, 1996年, 112頁)。また、「1964年公民権法」は、「黒人の投票権を保証し、公共的施設の利用における人種差別、雇用における人種差別を禁じた包括的なもので、この法律の励行を監督・援助するための諸規定を定めていた」(『アメリカを知る事典』, 161頁)。
- (67) 明石紀雄・飯野正子『エスニック・アメリカ [新版] 一多民族国家における統合の現実』有斐閣選書, 1997年, 206頁; Matthiessen, p.271. 農園主にとっての安価な労働力の獲得方法が「公法78号」の廃止でなくなってしまったわけではなく、代わりに「1952年移民・帰化法(公法414号、通称マッカラン=ウォルター法)」§214という奥の手があった。その規定では、国内労働者不足の際、外国人短期労働者を導入できるとなっていた。詳しくは、拙稿「デラノ・ストライキをめぐる「多人種・多民族の共存」の問題—異民族から成る組合どうしの「合併」の時期を中心として—」『札幌学院大学人文学会紀要』第58号, 1995年12月, の注8)を参照。
- (68) Acuña, pp.253-9; Camarillo, pp.70-74; Meier, *Mexican Americans*, pp.159-71. 戦時のメキシコ系アメリカ人対象の人種的暴力事件「ズートスーツ暴動」について詳しくは、マアリー・ベス・ノートン、本田創造監修、上杉・中條・中村訳『アメリカの歴史⑤大恐慌から超大国へ』三省堂, 1996年, 178-9頁, を参照。
- (69) Meier, *The Chicanos*, pp.257~8. R. Gonzalesは、チカノ民族主義を強く訴え、実利主義よりも人間性に基づいたチカノ社会の創造に向けて、公民権獲得闘争を指導した。J.A.Gutierrezは、既存の政党の枠にとらわれない新しいチカノのための政党「ラ・ラーサ統一党(La Raza Unida Party)」を結成(1970年)。南テキサスの約20の郡(チカノがマジョリティ)を政治的・経済的・社会的にチカノの支配下にすることを目指した。R.L.Tijerinaは、ニューメキシコ北部におけるかつてのアングロによる土地の横領を非難し、正当な所有者に土地を返還するよう訴えた。詳しくは、Meier, *Mexican Americans*, pp.209-17, を参照。なお、1960年代末~1970年代にかけてのチカノ運動最盛期から現代に至るまでのチカノ・アイデンティティの変遷について分析した研究として、佐藤勘治「〈アストラン〉から〈ボーダーランド〉へ:「米墨国境地帯」とチカーノ・アイデンティティの変遷」『言語と文化』第3号、獨協大学外国語学部共通自由科目紀要, 1997年, がある。

また、C・E・チャベスの生い立ちとオルグとしての活躍史については、次の拙稿を参照。「ラティーノの農業労働指導者セサール・E・チャベスの活躍」『A L S U R』Vol. 5, ラテンアメリカ交流グループ, 1997年。

- (70) チャベスの運動「デラノ・ストライキ」がチカノ運動か労働運動か、に関してストの初期に対象を限定して検討を加えたものとして、拙稿「ディレーノ・ストライキとチカーノのアイデンティティ」『アメリカ研究』第26号, 1992年, がある。CSOの目標は、コミュニティ住民に市民としての権利・義務および社会的地位に関する権利・義務を教え、投票権の行使により社会改革運動を推進し、コミュニティ内での人種・民族・宗教集団間の人間関係を改善することであった(Meier, *Dictionary*, p.97)。
- (71) Camarillo, p.89; Meier, *The Chicanos*, p.260; NACFL, *Farm Labor Organizing*, pp.36—40; Samora, p.190. ディ・ジョルジオ果物会社については、拙稿「「農業労働関係法」…」『札幌学院大学人文学会紀要』第60号, の註(16)を参照。
- (72) Meier, *The Chicanos*, p.260; NACFL, *Farm Labor Organizing*, pp.15—6, 40. 「アメリカ労働総同盟・産業別労働組合会議(American Federation of Labor and Congress of Industrial Organization)」は、 AFLとCIOが1955年に合併してできたアメリカ最大の労働組合中央組織。
- (73) Meier, *The Chicanos*, p.260. NACFL, *Farm Labor Organizing*, p.42.
- (74) “The Little Strike”, *TIME*, p.17; Meier, *The Chicanos*, p.262; Meier, *Mexican Americans*, pp.204-5. アリンスキの主義は、「貧困者が政治的、経済的力を得るために、一致団結した行動によるほかはない」(“The Little Strike”, *TIME*, p.17) であった。比較文化研究者、越智道雄氏によれば、「コンフリクト・オーガナイジング」といわれる彼の戦術は、労使間の葛藤を利用して組織化を断行する方法であるという(越智道雄『アメリカ異端のヒーローたち—“非正統派”英雄の系譜』荒地出版社, 1995年, 58頁)。
- (75) Meier, *The Chicanos*, pp.260 - 1.
- (76) 清水, 2頁。

(なかがわ まさのり 本学人文学部講師 アメリカ研究専攻)